



～ 遺言書の限界について ～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー
村尾 法生



遺産相続について、生前に準備をすべきだと考える方が増え、公正証書遺言の作成件数も年間10万件を超える件数になってきております。遺言書には判決と同様の法的効果があるので、その遺言内容に従った遺産分割を行うことができます。正しい遺言書を準備することで、ほとんどの場合ご自身の希望を叶え家族にも感謝され、多くの遺産相続争い(争族)を避けることができます。

しかし、遺言書があれば、すべての遺産分割のトラブルを未然に防ぐことができるとは限りません。遺言書があっても起きうるトラブルを考え、遺言書の限界についても理解しておくことが大切です。

遺言の内容を無視することもできる

遺言書は、遺産分割について強い法的効果があるものです。しかし、受遺者(遺言で財産をもらう人)が遺贈の放棄をして、相続人の全員が合意すれば、遺言の内容を無視して、相続人全員で遺産分割協議をすることができます。遺言の内容に不服な相続人は、遺言書を無視して遺産分割協議をするよう要望してくることもあります。相続人全員が遺言の内容に納得するとは限らないため、遺言書により法的に遺産分割を決定することができたとしても、遺言とおりの遺産分割を押し進める事で遺族が仲違いになることもあります。

遺留分の減殺請求をされる

相続人には、遺産相続ができる最低保証額というものが定められています。これを「遺留分」といいます。遺留分は、法定相続分の1/2とされています。(相続人が親だけの場合、1/3、兄弟姉妹は遺留分はなし)この遺留分を侵害する遺言書が作成された場合でも、遺言自体は有効でその内容通り遺産分割はされます。しかし、その侵害された遺留分については、金銭等での補償を求められてしまいます。これを「遺留分の減殺請求」といいます。せっかく遺産分割で揉めないように遺言書を書いたのに、遺留分で係争になることもあり得ます。

二次相続までは指定できない

遺言では、自分の財産を誰に帰属させるかを決められますが、その先までは決められません。自分の遺産を、「まずは妻に相続させ、妻が亡くなった後は長男に相続させる」というようなことまでは決められません。たとえば、再婚されているケースで、老後の生活のため後妻に財産は残したいが、後妻が亡くなったときには子供(先妻との子)に財産を相続させたいと思っても、遺言では、自分の遺産を「妻に相続させる」ことまでしか決められません。

専門家に相談することで対策を!!

遺言の内容を無視されないためには、信頼できる遺言執行者に選任することが考えられます。また、遺留分の減殺請求を防ぐには、そもそも遺留分を侵害しないような遺言内容にするか、遺留分の減殺請求がされたとしても、金銭等での支払がスムーズにできるように、遺留分の対象にならない生命保険金を上手く利用(生命保険金の受取人を「遺留分の請求を受ける人」にする)するなど工夫が必要です。なお、二次相続まで指定したいというケースは、やはり遺言では限界がありますが、民事信託(家族信託)を活用することで希望の遺産相続を行うことができます。

村尾法生税理士事務所(村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所)
〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号
TEL:075-708-5591 FAX:075-708-5592 E-mail:murao-kimio@tkcnf.or.jp